

大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 の概要について

1 大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定に係る背景

大阪市では、平成 13 年 7 月 15 日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成 17 年 3 月に策定しました。その後、関係法令等の改正に合わせ、本計画の改定を行うことで、大阪市域内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理を進めてまいりました。

計画に基づき大阪市域内の高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）大阪及び北九州 PCB 処理事業所にて処理されてきたところです。

一方、当該処理事業所は計画どおり令和 6 年 3 月末に終了しましたが、事業終了後に本市を含めその対象地域内にて高濃度 PCB 廃棄物が新たに発見されたため、国は JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理することを決定し、令和 6 年 8 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更しました。

これを受けまして、今般「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改定を行いました。

2 市計画の主な変更内容

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴い、高濃度 PCB 廃棄物の処理施設として JESCO 北海道 PCB 処理事業所を追加しました。